

学校法人佐久学園 研究者行動指針

学校法人佐久学園（以下「本学園」という。）が設置する佐久大学及び佐久大学信州短期大学において研究に携わるもの（以下「研究者」）は、本学園の建学の精神と教育理念のもとに、知的活動を担う科学者として、責任と使命をもって研究を適正に遂行し、自律的に社会への責任を果たすように努めなければならない。とりわけ研究費の原資の多くは、公的機関等の支援（税）や学生の授業料に依拠しており、研究および研究費に係る不正行為は、国民の信頼と期待を著しく損なうものであることは言うまでもない。そこで、「科学者の行動規範」（日本学術会議平成18年）をもとに、ここに、研究活動において本学園の研究者が準拠すべき行動指針を定めるものである。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の保全に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、本来、研究が目指すべき価値に従い、常に正直、誠実に判断、行動し、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うとともに、独断に陥らないためにも研究者コミュニティにおける研究者相互評価に積極的に参加する。

（社会の期待とヒューマンケア）

- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・人・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。とりわけ、本学園での研究教育の主なるテーマであるヒューマンケアは、人々の痛み、苦しみ、悲しみ、困難に向き合うものであり、研究への期待は、人々の切なる願いでもあることを深く理解する。

（自己研鑽と尊厳）

- 4 研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持、向上に努めるとともに、人を対象とする研究には常に人間の尊厳が深くかかわっていることを自覚して、常に最善の判断と姿勢を示すことができるよう努力する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人

間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

- 6 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文等で公表することで、その役割に応じて功績の評価を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、加担しない。また、研究者は研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、研究・調査データを 5 年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究環境の整備)

- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するためにも社会の理解協力が得られるように努める。

(法令の遵守)

- 8 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(社会との対話)

- 11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、研究成果の社会的還元の一方法として、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉社会の実現を図るために、住民、政策立案者に対し、有効な科学的助言の提供に努める。同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性についても明確に説明する。

(差別の排除)

- 12 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性別、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 13 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と所属組織あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、本学園の教育研究の目的並びに公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附則 この指針の改廃は学園協議会の議を経て、学長が行う。
本指針は 令和元年 6 月 19 日から施行する。